

別表1

施設利用料金表案(R5.4.1)

## A 介護福祉施設サービス

## 1 くしろ宝寿苑(多床室)

(単位:円)

基本単位数					加算単位数						単位数計					区分	食費	居住費	利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額:30日として)					
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	日常生活継続支援 I	看護体制		夜勤職員配置 Ⅲイ	個別機能訓練 I	栄養マネジメント強化 ⑧	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
						③	④																						⑤
573	641	712	780	847	36	6	13	28	12	11	679	747	818	886	953	1割負担	300	0	1,064	1,141	1,221	1,298	1,373	31,920	34,230	36,630	38,940	41,190	
											56	62	68	74	79		第2段階	390	370	1,524	1,601	1,681	1,758	1,833	45,720	48,030	50,430	52,740	54,990
											18	20	22	24	26		第3段階①	650	370	1,784	1,861	1,941	2,018	2,093	53,520	55,830	58,230	60,540	62,790
											11	12	13	14	15		第3段階②	1,360	370	2,494	2,571	2,651	2,728	2,803	74,820	77,130	79,530	81,840	84,090
											764	841	921	998	1,073		基準費用額	1,445	855	3,064	3,141	3,221	3,298	3,373	91,920	94,230	96,630	98,940	101,190
																	2割負担	1,445	855	3,828	3,982	4,142	4,296	4,446	114,840	119,460	124,260	128,880	133,380
																	3割負担	1,445	855	4,592	4,823	5,063	5,294	5,519	137,760	144,690	151,890	158,820	165,570

## 2 くしろ宝寿苑(従来型個室)

(単位:円)

基本単位数					加算単位数						単位数計					区分	食費	居住費	利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額:30日として)					
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	日常生活継続支援 I	看護体制		夜勤職員配置 Ⅲイ	個別機能訓練 I	栄養マネジメント強化 ⑧	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
						③	④																						⑤
573	641	712	780	847	36	6	13	28	12	11	679	747	818	886	953	1割負担	300	320	1,384	1,461	1,541	1,618	1,693	41,520	43,830	46,230	48,540	50,790	
											56	62	68	74	79		第2段階	390	420	1,574	1,651	1,731	1,808	1,883	47,220	49,530	51,930	54,240	56,490
											18	20	22	24	26		第3段階①	650	820	2,234	2,311	2,391	2,468	2,543	67,020	69,330	71,730	74,040	76,290
											11	12	13	14	15		第3段階②	1,360	820	2,944	3,021	3,101	3,178	3,253	88,320	90,630	93,030	95,340	97,590
											764	841	921	998	1,073		基準費用額	1,445	1,171	3,380	3,457	3,537	3,614	3,689	101,400	103,710	106,110	108,420	110,670
																	2割負担	1,445	1,171	4,144	4,298	4,458	4,612	4,762	124,320	128,940	133,740	138,360	142,860
																	3割負担	1,445	1,171	4,908	5,139	5,379	5,610	5,835	147,240	154,170	161,370	168,300	175,050

## 3 加算

区分	内容
①日常生活継続支援加算Ⅰ(従来型:本館)	日 ・算定日の属する月の前6か月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が4又は5の者の占める割合が70%以上であること。 ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
②日常生活継続支援加算Ⅱ(ユニット型 新館)	日 ・上記と同じ
③看護体制加算Ⅰイ	日 ・常勤の看護師を1名以上配置していること。
④看護体制加算Ⅱイ	日 ・基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されていること。
⑤夜勤職員配置加算Ⅲイ	日 ・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1名以上上回っていること。また、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(従来型)
⑦個別機能訓練加算Ⅰ	日 ・常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別機能訓練計画を作成・実施していること。
⑧栄養マネジメント強化加算	日 ・栄養ケアマネジメントを実施した上で、さらに入所者全員への丁寧な栄養ケアを実施し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上実施し、利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算
⑨介護職員処遇改善加算Ⅰ	日 ・所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の8.3%を加算
⑩介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	日 ・介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善。所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の2.7%を加算)
⑪介護職員等ベースアップ等支援加算	日 ・介護職員等のベースアップ等の支援改善。所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の1.6%を加算)

4 その他加算

区 分(日額)		1日負担額			内 容	
		1割負担	2割負担	3割負担		
⑫外泊時費用加算	日	246	492	738	・入所者が病院等へ入院又は居宅に外泊した場合、翌日から6日間(月をまたいだ場合は最長12日間)について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。	
⑬初期加算	日	30	60	90	・入所日から30日間、また30日間を超える入院後の再入所にも30日間加算。	
⑭看取り介護加算 I	前31日～45日前迄	日	72	144	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。</li> <li>・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。</li> <li>・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下介護記録等に関する記録を活用して行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。</li> <li>・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容に沿った取り組みであること。</li> </ul>	
	前4日～30日前迄	日	144	288		
	前日・前々日	日	680	1,360		2,040
	死亡日	日	1,280	2,560		3,840
⑮栄養ケアマネジメント未実施減算		△ 14	△ 28	△ 42	状態に応じた栄養管理の計画的なサービス実施を行っていない場合に減算	
⑯安全管理体制未実施減算		△ 5	△ 10	△ 15	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算	
区 分(月額)		1月又は1回負担額			内 容	
		1割負担	2割負担	3割負担		
⑰科学的介護推進体制加算 II		50	100	150	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他利用者の心身、疾病や服薬情報等に係る基本情報を厚生労働省に提出している場合に加算。	
⑱個別機能訓練加算 II	月	20	40	60	個別機能訓練加算 I を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚労省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算	
⑲経口維持加算 I	月	400	800	1,200	・現に経口により食事を摂取する者であって、摂取機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事を進めるための計画を作成し、栄養管理を行った場合。	
⑳経口維持加算 II	月	100	200	300	・協力歯科医療機関を定め、上記の食事の観察及び会議等に歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。(経口維持加算 I の算定要)	
㉑口腔衛生管理体制加算 II	月	110	220	330	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回以上実施し、その相談等に応じていこと。また、口腔衛生に係る計画の内容等の情報を厚労省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算	
㉒自立支援促進加算	月	300	600	900	施設において、利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきり防止等の観点から、全ての利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアを実施し、その結果等を厚労省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のための必要な情報を活用している場合に加算	
㉓療養食加算	回	6	12	18	・医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。(1日3食を限度で、1食を1回勘定)	
㉔安全対策体制加算	回	20	40	60	・施設において外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に事故発生防止委員会を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されてい場合、入所時に1回限り加算	

5 介護保険給付対象外サービス

区 分		金 額	内 容	区 分	金 額
⑮理髪・美容	丸刈り	実費	毎月1回、理美容師の出張による理美容サービス(調髪、顔そり洗髪等)	⑳食費負担額 (外来者も同じ)	朝食 395円 昼食 550円 夕食 500円 1日計 1,445円
	カット	実費			
	パーマ	実費			
⑯特別な食事		実費	提供する食事以外にご希望がある場合	㉑コピー代	1枚につき白黒10円、カラープリント20円、カラーコピー30円
⑰預り金管理サービス(月額)		1,000円	金銭の管理が困難な場合に、利用者又は家族の希望により利用可(手続要)	㉒電話料金	固定電話3分 10円 携帯電話1分 20円
⑱入院外泊中の居住費	従来型多床室	855円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保されている場合に、1日当り左記負担あり。ただし、「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし	㉓日用品・嗜好品	実費
	従来型個室	1,171円		㉔口腔ケア用品	実費
	ユニット	2,006円		㉕本人専用器具	実費(車椅子、ポータブルトイレ等)
⑲予防接種費用		実費	インフルエンザの予防接種費用(同意者のみ)	㉖オムツ代(入院時)	実費(ハイツ又は宝寿苑入所中に提供するものは無料)
				㉗その他	実費(医療費 本人希望による洗濯代等)

④了初孩性具用

大具

①了初孩性具用(同忘有)の

④了初孩性具用

大具(込原具、平八布至)にのみ用准(守)